

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（高浜発電所第2号機の設計及び工事計画変更認可申請（A、Bループ余熱除去系第2入口弁弁ふた取替工事））【1】」

2. 日時：令和4年8月10日 14時00分～16時15分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（一部TV会議システムを利用）

4. 出席者：（※・・・TV会議システムによる出席）

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

奥企画調査官※、鈴木主任安全審査官、畠山安全審査官、伊藤安全審査官

関西電力株式会社：

原子力事業本部 保全計画グループマネジャー※ 他7名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・資料1 高浜2号機 A、Bループ余熱除去系第2入口弁弁ふた取替えに係る設計及び工事計画変更認可申請書について 補足説明資料
- ・資料2 高浜2号機 A、Bループ余熱除去系第2入口弁弁ふた取替えに係る設計及び工事計画変更認可申請書の工事概要について
- ・資料3 当該工事に係る変更箇所整理表

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	はい。規制庁の伊東です。それから高浜 2 号機のRHR弁蓋取替工事の変更認可申請についてのヒアリングを開始したいと思います。
0:00:13	まず本日の資料の確認ですけれども、資料 1 として、補足説明資料、こちらは 7 月 28 日に提出いただいたもの。
0:00:26	それから、資料②が、
0:00:31	パワーポイントですね、パワーポイントで概要説明資料、それから資料③として、変更箇所の整理表を伴っております。
0:00:42	この三つが本日のヒアリング資料と認識しております。
0:00:47	それではまず最初に初回のヒアリングですので資料について、関西電力側から説明いただいてもよろしいですか。
0:00:57	はい。関西電力の二宮でございます。資料なんですけれども申請者もお手元でございますでしょうか。記載通りですはいございます。
0:01:07	了解いたしました。では資料 2 先ほどご説明いただいた資料 2 については資料 1 の内容も踏まえた資料になっておりますので、本日の説明では資料 2 と、
0:01:19	資料 3、これについて、当社からご説明をさせていただいて、申請書それから資料 1 については、質疑応答の中で、適使用することというふうにしたいと思います。
0:01:31	それでは高松先生の方から、資料 2 についてご説明をいたします。よろしく申し上げます。
0:01:38	はい、関西電力高浜発電所の大塩といいます。よろしく願いいたします。
0:01:43	それでは高浜福田号機のBループ、余熱除去系、第 1 弁、弁ふた取りかえに関わる設計及び工事計画とについての説明をさせていただきます。
0:01:57	まず工事概要の方なんですけれども資料の②をご覧ください。
0:02:02	資料②ですねまず最初に全体のイメージを持っていただくのですね、右上 2 ページはこの 2 ページをご覧いただきたいと思っております。
0:02:15	右上 2 ページの方ですね、工事の概要を系統図、構造図、
0:02:22	後工程等を書かせ記載しております。まず概要の方なんですけれども、本工事は余熱除去設備の保守制度観点から、ABフェーズループの熱除去系、
0:02:36	第 21 弁の弁蓋を最新設計の弁谷と変えるものです。
0:02:42	系統概要ですが今回の対象弁は、矢印、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:48	が入っております。2MO5 位の 8701A及びBになります。この系統では Aループを代表に
0:02:58	記載させていただいております。
0:03:01	次の右の方に、Aの方の構造図を示しております。今回取りかえるところは変更前、変更後の斜線の部分。
0:03:11	が弁部、全部たを示しております、施設の左側の既設の弁の方につきましてはテーパ型タイプとなっておりますが、
0:03:24	新規の欧米においては最終設計のフラット型タイプになります。
0:03:30	なお、この弁蓋以外の弁箱、弁体、取り付けポート及び電動部については現在、現状のものを再使用するという事に最初いたします。
0:03:43	イメージ、イメージは以上になりますので右上 1 ページ、
0:03:48	の方に戻ってください。
0:03:54	よろしいでしょうか。
0:03:56	1 ページの方ですけども
0:04:01	センケン及び、工事計画変更認可手続きの要否というところを記載しております。
0:04:08	ここでは炉規法の方なんですけれども、当該弁はですね別表を 1 のす、3 ポツ、減少冷却系統施設の下欄に記載があります。
0:04:22	4 ポツの軽水型発電用原子の
0:04:28	整備、原紙設置に関わるものの修理、
0:04:32	のうちですね、余熱除去設備Founder飯塚コウノ滝に関わるものと議事に該当しまの届け出対象かなと思ってたんです。
0:04:42	になるんですけども、新規制基準対応工事における、申請対象設備の工事であることから、
0:04:52	発電用減少施設の工事計画に係るガイドのですね 4 ポツの設計及び工事の辺、
0:04:59	変更と、
0:05:01	No手続き。
0:05:02	に該当するため設計及び工事の計画の認可を受けて、工事中すなわち証明確認書の交付前のOK後、
0:05:13	該当計画において、設計日工事の計画を変更する場合にあたってはこの辺変更認可が必要となると、いうことを書かれてますので今回、
0:05:23	工事計画変更認可申請対象と考えております。
0:05:29	そうすると、2 ポツの漸次方ですけども当該につきましてはJAC4602 の原子力冷却材バウンダリ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:41	箱根オキ万歳範囲を定める規定というのがございましてそこに該当しないことから対象外と考えております。
0:05:49	1 ページ目は以上になります。2 ページ目をご覧ください
0:05:55	ください。よろしく申し上げます。2 ページ目ですけれども下の方にですね、工事工程を示しております。
0:06:03	工事工程ですけれども、2022 年の 12 月中旬以降に現場工事を計画しており検査等を考慮して 7 月 28 日申請させていただいております。
0:06:16	なおですね 2023 年の 7 月にですね高浜 2 号機の再稼働の計画はございますけれども、今回の弁蓋の列除去系の一括隔離期間での作業となりますので、
0:06:30	1、11 月中旬での認可を希望しているというところでございます。
0:06:37	このページは以上でございます。右上 3 ページをお願いいたします。
0:06:42	右上 3 ページですけれどもここには工事計画の変更内容ということで、業務上の変更内容を記載しております。今回は全蓋のみの低下になりますのでここに示している赤い枠、
0:06:56	の主要寸法の伝達さ、
0:07:00	と材料の電蓋のところが該当になります。
0:07:04	なお、このどうしん
0:07:07	を材料への振替になりますので、記載に変更がないことから、
0:07:13	変更後の欄につきましては動作。
0:07:16	そして注釈に原子力、原子炉冷却材圧力バウンダリを構成する機器の取りかえを行うというのを追記しております。
0:07:30	このページは以上になります。次のページをお願いいたします。
0:07:35	右上 4 ページになりますけれども、ここでは、設計及び工事計画変更認可申請書の構成を示しております。
0:07:45	今回申請します、設計及び工事計画変更認可申請の構成になります
0:07:52	が、左側ですね資料名称、その右横に設計及び工事計画変更認可申請書の内容、その右に、差異理由という
0:08:05	構成になっております。
0:08:07	申し訳ございませんけれども一部、誤記訂正がございます。何かと言いますと本文の工事方法と、設計及び工事に関わる品質マネジメントシステム、
0:08:21	については、ここでは、新規追加新規と書いてますけれども変更なしになりまして、記載理由のところには新規から変更なしのために横ば、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:34	に変更させていただきたいと思います。
0:08:37	また添付書類のですね、設計及び
0:08:42	に関わる品質マネジメントシステム監査説明書
0:08:47	ですが、これは 2020 年 4 月に法改正で再建していますけども、今回、2022 年 7 月 1 日の組織体制がなされていることから、
0:08:59	近畿ではなく、反映をさせていただきたいと思っております。
0:09:04	以上にご訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。
0:09:08	まず大上の方に行きまして業務補償についてですけども、
0:09:13	一つ前の 3 ページのところでご説明した通り、当該弁の弁ふたの材料は同材料と同寸法で取りかえでありますので、
0:09:24	変更後は同斜として記載しております注釈についてを追記しているというところになります。
0:09:32	次の基本設計及び適用基準、
0:09:37	すいません、基本設計方針と適用基準及び適用規格についてですが、ここは変更なく関連する箇所について再掲しております。
0:09:49	次の工事の方法とその下の設計及び工事に関わる品質マネジメントシステムにつきましては、先ほど誤記訂正させていただいた通り、変更はなく、関連する箇所について再掲していると。
0:10:03	いうところになりますので、ご訂正をお願いいたします。
0:10:06	次に添付書類の方にさせていただきます。まず発電用原子炉設置の許可と整合性に関する説明。
0:10:17	色につきましては、今後変更をはなく、本申請において、設置変更許可申請書に、本申請設備の記載はないこと。
0:10:30	と及び基本設計方針に変更がないことから、新規性。
0:10:36	基準大量購入の再掲とさせていただきます。
0:10:41	次にその下のクオス市来及び炉心支持構造物の応力腐食割れ対策に関する説明書、
0:10:49	つきましては本申請において、新規制基準対応工法に、と同様の応力施工へのを抑制考慮した設計としておるであることを確認しております。
0:11:02	ちなみにですね大会の材料につきましても、対象を、退職せんすぐれた SCS14 層と同じものを使用していますというところであります。
0:11:14	その下の次の安全設備及び重大事故節対処設備が使用される条件下における健全性に関する説明書になります。
0:11:27	これにつきましても設計日、新規性基準対応方針と同様の設計に推移することから、再掲というふうにしております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:38	その下ですね耐震と強度の説明
0:11:44	に関する配管と弁であると思うんですけども、これは資料3の方にて後程説明させていただきますんですけども、耐震性については取りかえ後、
0:11:55	の再評価において、配管では、周辺機器が耐震Sクラス。
0:12:02	の機器として耐震性を有していること、ベン図については、当該弁が耐震Sクラス機器として耐震性を有していることを確認しております。
0:12:14	ということにつきましても鳥飼図5設備での再評価において、配管では周辺機器がクラス1機器として常用の共同入手すること。
0:12:26	及び弁では、当該弁が個数1弁として十分な強度を有することを確認しております。
0:12:33	次に、流体振動、または温度ヘイスウ変動による損傷の防止に関する説明書についてですけども、これも点規制基準対応工認と同様記載7、同様となりますので、
0:12:48	再掲してるということで変更なしとなっております。
0:12:54	次に設計及び工事系法人に関わる品質マネジメントシステムに関する説明書ですが、
0:13:04	これも2020年4月に法改正にて再掲載。
0:13:09	していますけども2022年7月、
0:13:13	27月1日にですね組織体制、
0:13:17	なりまして、体制がミヤオされていることから、その中身を確認しております。先ほど訂正させていただいた、いただいた通り、記載理由は上げ、
0:13:27	いうところをお願いいたします。
0:13:30	最後のスケート図と構成図につきましてですけども、系統図につきましては、音声し、本設申請手続き、
0:13:39	の系統を制定しておりますし、構造につきましては、取りかえ後の当該弁の構造を検討しております。
0:13:48	以上でこのマルBたんす。資料の説明を終わらせていただきます。
0:13:57	続きまして先ほど耐震評価について③で説明させていただきますということですので資料③の方を、
0:14:08	ご説明させていただきます。
0:14:14	資料3につきましては、当該工事に関わる変更箇所を整理したそうになっております。
0:14:21	左から、資料番号mmニュアンスの表題、そのお横には申請書のページ、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:29	その横に図代表代、それで備考欄、そして表題ごとの概要の変更率を記載しております。
0:14:39	上からいきますと資料番号 13-17、3-24、
0:14:44	沼津市ポツの原子炉冷却系統施設の配管のところですけども、今回の 1 ポツにおきましては原子炉冷却系統施設の配管の耐震評価として
0:14:58	代表ブロックの耐震評価を記載しております、そのうち、余熱除去系、余熱除去設備配管の代表ブロックとして、
0:15:08	申請対象弁を含む、
0:15:11	AブロックRエチゼン 8Bループになるのですあるんですけども、その評価モデル評価結果等の記載がございます。
0:15:21	今回の申請によりまして弁蓋の重量が約 6%。
0:15:27	程度増加するとなんなりしますので変更となりますので、評価モデル評価結果等の記載が変更となります。
0:15:38	この中でも疲労評価の発生値がですね、ところなんですけども小数点 3 以下のところが若干変わる程度のものになっております。
0:15:49	次に 2 ポツのケイショウ冷却材系統施設の配管のうち、原子炉冷却材バウンダリ拡大範囲についての
0:15:59	ところについて説明させていただきます。
0:16:02	2 ポツにつきましては、新規性基準により原子炉冷却材圧力バウンダリが拡大。
0:16:10	伊佐DのRHRの入口ラインのですね第 1 弁から第 2 弁、隔離弁の間ですけども、各拡大されまして、その範囲の耐震評価を行っております。
0:16:21	今回申請におきましても、弁蓋需要が変更となっておりますので、評価モデル評価結果等の記載が変更となっております。
0:16:33	次に 13-17-3-25、資料ページ番号ですけどもそのところの、
0:16:39	2 ポツ減少冷却材施設の配管支持構造物のうち、原子炉冷却材圧力バンド以下拡大範囲のところについて説明させていただきます。
0:16:51	この 2 ポツにつきましては、新規基準により、全所冷却材圧力バウンダリが拡大されまして、その範囲に設置される塵装置、
0:17:02	の調度及び、
0:17:03	耐震評価を記載しているのです。しております。
0:17:08	今回の申請によりまして弁護他の十条が変更となりますので、一部の支持構造物の最大発生果樹。
0:17:16	非評価結果の記載が変更となっております。一部の成功をし装置とい います大体メカニカルスナバとかオイルスナバー

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:26	などが該当するというところとあります。
0:17:31	次に 13-10 何 3-26 の資料番号で 2 ポツ、原子炉冷却系統施設の、
0:17:39	管支持構造物のうち、
0:17:45	現位置の冷却材圧力バウンダ材範囲のところの資料について説明させていただきます。
0:17:52	本項 2 ポツにおきましては、
0:17:55	原子炉、大字新規性基準によって原子炉冷却材属バンドル拡大され、その範囲に設置されている、動的機能、
0:18:05	維持の要求サイドでの機能維持評価を記載しているものでございます。
0:18:11	今回の申請により、弁ごとの重量が変更となりますので、配管の配管反力等の記載のところの変更になるというところがございます。
0:18:23	次に資料番号 14-3-1 の A クラス 1 管の強度計算書について説明させていただきます。
0:18:33	ここでは、新規制基準により、連署冷却材圧力バウンダリー、
0:18:39	が拡大され、その範囲の強度評価を記載するところになります。
0:18:44	今回の申請によりまして、弁ぶたの重量が変更になることから、評価モデル評価結果の記載が変更になってしまうというところがございます。
0:18:56	次に資料番号 14-3-2、クラス 1 弁の強度計算書ですけども、
0:19:03	本項におきましては、新規制基準により、原子力も同じく圧力バウンダリーが拡大され、その範囲の 9 月 1 遍、
0:19:13	農協の評価を記載しております。
0:19:16	今回の申請にあわせてまして弁体の
0:19:21	振替実績反映としまして、弁体の材質、
0:19:26	が変更しておりますのでそれを記載してるところになります。
0:19:33	最後に資料番号 14-3-10
0:19:36	受重大事故プラス未完の強度計算書、
0:19:41	2 ポツの減少冷却系統施設の重大事故等 9 月 3 日の強度計算書のところですけども、
0:19:49	この本校につきましても、減少冷却系統施設の SA+みかんの
0:19:57	強度評価、そして
0:19:59	A ブロック、強度評価、
0:20:02	代表ブロックの強度評価を記載しておりますのでそのうち、余熱除去設備の代表ブロックとして、代表ブロックとして申請対象弁を含むブロック、図 8、B ループになるんですけども、
0:20:16	評価モデルのモデルと評価結果等の記載があります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:21	この申請につきましてはまた弁ふた十条が変更となりますことから、評価モデルの記載が変更となるというところになります。
0:20:31	以上で資料3の当該工事における変更箇所の整理についての説明を終わらせていただきます。
0:20:40	高浜発電所からの説明は以上になります。
0:20:47	はい規制庁イトウです説明ありがとうございました。すみません。まず資料②の誤記については次のヒアリングの資料、
0:20:57	の時に、修正いただくという形でよろしいでしょうか。
0:21:03	松江消防署ですそれで結構です。はい、わかりました。すみません誤記ということで、1個、
0:21:12	気づいたので言うんですけれども、資料②の右上1ページのところで、原子力で逆剤圧力バウンダリと書かれているところが何ヶ所かあって、これ
0:21:26	正しくは原子炉冷却材圧力バウンダリかと思しますので、
0:21:31	原子力を原子炉に直してもらえればと思います。
0:21:38	ありがとうございますそこを直しましてまた出させていただきます。
0:21:42	高山前町長ですすみません。はい。規制庁伊藤です。承知しました。それでは質問の方に入っていきたいと思います。
0:21:52	すみません高浜発電所のシワヤですけれども。はい。
0:21:56	すみません一部マスキング情報がございましてそれ、そちらの方をちょっとマスキングも例がございましたのでちょっと共有させていただきたいと思います。
0:22:06	申し訳ございません。資料3、変更箇所の一覧のところになります。
0:22:12	こちらのところの下から二つ目、プラス1弁の強度計算書のところでございます。こちらの1、最後の理由のところの括弧書きのところの弁体の材料のところ、
0:22:25	申し訳ございませんこちらのマスキング対象になりますので、これも括弧書きのところをちょっと削除させていただいたものを別途送付させていただきます。失礼します。
0:22:35	失礼しました。
0:22:38	ニシウラ規制庁ハタケヤマでございます。こちらの資料なんですけども、
0:22:43	ここはもうすでに資料として用いてヒアリングでも、今、
0:22:47	使っているものですのでマスキングする形で対応いただければと思います。
0:22:53	荘司高浜発電所の岩井です。承知いたしました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:02	石垣先生の竹山です。それでは私の方からまず事実確認、始めたいと思います。
0:23:10	まずう。
0:23:13	ガイアパワーポイント説明資料の2ページのところで、変更の理由を述べていただいているらっしゃるかと思います。
0:23:21	この変更の理由のところで、余熱除去設備の保守性の観点から、
0:23:26	最新設計の弁蓋に取りかえるということが記載されているかと思えますけども、
0:23:32	補修性というものがちょっとどういったところなのかっていうところのご説明が、今、具体的にいただいているものではないかなと思うので、ちょっとこの、
0:23:41	保守性っていうのは、この弁スターの取りかえることなのか、或いは中津血糖なのか、そこのご説明をまずお願いできますか。
0:23:54	河瀬消防士長です。今のご質問に対してご説明させていただきます。この補助制につきましては、全部他の長年の定例によってですね、
0:24:06	バスケットの圧縮指導というのがだんだんと少なくなってきておりまして、現状を感じない入っているというのが山あるんですけども、
0:24:16	今後の予防保全の観点から弁ふたを取りかえたいと思っておりますし、圧縮費用の確保ができることで、保守性が向上するということでございます。
0:24:30	原子炉規制庁畠山です。今お話いただいたところは、
0:24:35	ガスケットそもそもを、
0:24:38	に、より白がないというよりは、減歩他の。
0:24:43	ガスケットの押さえたかその部分が削れている。
0:24:47	戸部牟田側削れているということですか。
0:24:51	高浜の大塩です。資料2のですね構造図のところを見ていただきたいと思うんですけども、変更前、今の既設の弁豚、
0:25:03	ノート構造の赤井千理が全部他を示しているんですけども、
0:25:08	黒い四角がガスケットになりまして、ガスケット型のところというのは前、長年、毎回分解することに行っていてまして、そこを定義していくと、
0:25:21	電話の
0:25:24	現場事弁
0:25:26	牟田が今のゼロタッチのものになりますのでそこを提示することによって、だんだん圧縮指導が

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:34	少なくなっていくというところで、今回取りかえるというところになっております。
0:25:41	原子炉規制庁畠山です。ちょっと、
0:25:44	圧縮後のところが、何かだんだん薄くなっているっていう話ってのは、どうして薄くなるんでしょうけど、ここは何か流体があつたりとか、或いは、
0:25:52	取りかえのたんびに、
0:25:54	何か磨いているだとか、何か何かしら理由があつて、
0:25:58	取りかえなきゃいけないことになったんだと思う
0:26:02	理由をもう少し具体的にお願いします。
0:26:05	高浜の大塩です。先ほど横切お話ありました定例によってですね、ガスケットが当たるところにつきましても、順次手入れしていきますので、てすることによってだんだん削れていくと。
0:26:20	いうことで圧縮しようが、植村浅川って喜多首相がなくなってくるというところでございます。関西電力岩井でございます。おっしゃるような流体の流れによるようなものではなくて毎回ガスケットをこの弁だと弁箱の方で挟み込みますので、
0:26:40	その接触部分については、開放点検をするたびに、次のガスケットと、弁豚の接触面のところがきっちり接触するようにということで、分解点検時に、
0:26:52	そちらの弁豚弁箱の表面を磨くというような補修をやりますので、そのたびに、だんだんと、
0:27:02	抑え白で確保できるようなアサノところが削れていくというような内容でございます。以上でございます。
0:27:17	原子炉規制庁畠山です。今、
0:27:21	後にご説明、岩谷さんでしたっけ。野辺市村さん、島谷塩谷さんからご説明いただいた内容である程度ちょっと理解が進んだかなと思うんですけど、これは、
0:27:32	弁ぶただけじゃなくて弁ぶたも磨く形で、ハッタが現場、
0:27:38	弁箱を磨く形になる。
0:27:41	辨野例えば小かな、
0:27:43	網掛け形で、バスケットは米を取りかえる。
0:27:47	という形ですかね。
0:27:50	この5章でその通りでございます。毎回分解することにバスケットを取り外して新しい時にですね、全部たと、植村大溝情報を提示することになっております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:03	その場合において、
0:28:06	今回は取りかえる必要性があるのは、弁ぶた側のガスケット高さだけ。
0:28:12	何ですかね。
0:28:14	現場古川には何ら影響等はないんですか。
0:28:19	そう。はい。高野庄子今回というか現場小阿部部だけになります。
0:28:24	これは、弁部田川のガスケット高さ分の厚みがあれば、現場側も、
0:28:31	きっちり、
0:28:33	かみ込むようになるかなということですかね。
0:28:35	高本その通りでございます。
0:28:38	はい。保守性という、おっしゃってたところの概略は理解できました。ただこれ、どっちかという、保守性というよりは、なんか設工認ガイドで言うところの、
0:28:50	予防保全的な意味合いですかね。これって何か保守性って言葉使う。
0:28:54	他のは、
0:28:55	どういう意味なんでしたっけ、ちょっと確認したいんですけどもその辺、
0:29:00	関西電力の正田でございます。保守性の観点と申しましたのは今後の分解点検時にですね、なかなかそのガスケットの抑え高さのところを確保すると。
0:29:11	どの程度定義をできるかとかっていうところをちょっと気にしなければならぬということもございますので、もう今回のタイミングで取りかえることで、定例につきましても、万全な体制でしっかり定義をできるという意味で保守性という単語を使わせていただいております。
0:29:26	以上でございます。
0:29:28	今ご説明。原子炉規制庁畠山です。今ご説明いただいたものと、何か予防保全って何か意味合いは何か、
0:29:34	使い分けてらっしゃるんですかね。
0:29:45	浅井電力の正田でございます明確な使い分けございませんけれども例えば予防保全とかであれば今後懸念されるような劣化モードに対する、
0:29:56	ものとして、事前に取りかえるとかそういったものを、基本的には予防保全というような形にしてございまして、もう決まってるような通常やってるような保守のものを、につきましてはそれをよりやすくするというような観点で今回保守性というような単語で表現させていただきました。以上でございます。
0:30:18	原子炉規制庁武山です。今のご説明、
0:30:22	照らして今回の工事見てもガスケット高さが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:26	必要。
0:30:28	高さ分。
0:30:30	確保できないという懸念を持っていたということが取替の理由だと思 ってるんですけども、それはやっぱ何か今の御説明の予防保全に、
0:30:39	フクマれそうな気はするんですけども、何かニアリーイコールっていう意 味で使っていたのか全く違うとかっていうと、
0:30:46	前者ですか。
0:30:50	高浜のオオシオです。ニアリーコード同じような火水意味合いで使わせ ていただいております。
0:30:56	原子力規制庁ハタケヤマ赤間承知いたしました。
0:30:59	で、ちょっと加えて確認をしたいんですけども、
0:31:02	今回、
0:31:05	保守性を含めて取りかえるってことだと、最新設計の弁物に取りかえる ってということが、
0:31:11	書かれていらっしゃるかと思います。実際に面部他の形状が、
0:31:16	だと、何ですかねその逆ハの字型のような形状のものから、
0:31:24	情報系のような形に、
0:31:27	何か弁が取りかえられてますけども、これは、
0:31:31	先ほどお話されたその補修性ですか。
0:31:34	保守性のところに何か寄与する部分があるのでしょうか。
0:31:41	これは高浜の保証ですけども、
0:31:48	フラット型、今の車とかフラットに変えていくのですけども、統幕部メーカ ーとしての再申請と、最近もうフラット型が一般的な、
0:31:59	タイプとなっておりますので、今回もその一般的なフラット型の弁箱にラーメ ン豚に取りかえると。
0:32:08	いうところになります。
0:32:11	原子炉規制庁竹山です。これわあ、その一般的、最新設計のものが、
0:32:18	丸栄課の方が、
0:32:21	精神セキの園部宇田に変えているってところは、
0:32:24	何かチラー弁、バルブメーカー側で、
0:32:29	何か意図があったのか、そういったところは何か聞いておりますでしょ うか。
0:32:34	こちらの方が保守性が良いとか、或いは、
0:32:37	何かしらの理由があるのかなと推察するんですけども、何かオキです か。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:47	高浜の保証ですけども、斜角 7 目の方はですね建設当時に海外の最新のモデルをそのまま反映して使っているものを元に該当しまして、
0:33:02	今日本の方ではもうフラット型が一般的な主流になってますのでそちらに取りかえていくというものになります。
0:33:11	議事録主事ハタケヤマです。メーカーの違いということで理解しました。
0:33:17	他方、
0:33:20	と見た限りのときに、
0:33:25	フラット型っておっしゃられたこの形状だと。
0:33:29	例えば、
0:33:32	バスケット高さを確保するにあたって、
0:33:35	今までは斜角型、
0:33:37	だったところが、フラットになって、実際の噛み込んでいる部分、全部だと弁箱の方が視覚的には、
0:33:47	見づらかったり、或いはそのフラットバーというところに物が挟まって挟む。
0:33:53	必要なトルクが入らない。
0:33:56	とか、
0:33:57	あと図面じゃぱっと見、
0:33:59	Vの、
0:34:02	サイズをかおってるのかな、なんか。
0:34:05	そういったところは、ぱっと見、
0:34:08	アンカー。
0:34:10	懸念される部分として、ありえそうだなと思うんですけども。
0:34:15	推進設計に変えるにあたって、
0:34:22	何かしらその悪影響がないということは、関西電力としては確認は進まれているのでしょうか。
0:34:30	はい。高浜の大塩です。すいませんこの構造図の表示の仕方がちょっと田井悪いかもしれませんが。冒頭は同じ再使用しますので、
0:34:42	同じものになりますか、そこは変わりません。
0:34:45	弁ボタなんですけども、現場こと弁簿との間の隙間が約●●(非開示情報)程度ございますので、そこからの点検は、
0:34:55	かと思っております。
0:34:59	関西電力の芝でございます。あと当該の辨野、こういう型式につきましてはですね、現在の今プラントのところで広く一般的に使われているような形でございます、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:10	今応召からも説明させていただきました通りご懸念のところの、例えばこのテーパーが切られてるようなところであれば宮、宮水木しやすいつていうところに対しましても、
0:35:24	今回のところで、スキームがございますので、ここのところで十分漏れ等の確認はできるというところがございます。以上でございます。
0:35:35	原子力規制庁の竹山です。今お話された●●(非開示情報)ぐらい行ってらっしゃるっていうところ、
0:35:41	これ数字言ってよかったんですけども、ちょっとちょっと後で確認。
0:35:45	ください、隙間の部分で、
0:35:53	これは、
0:35:55	目視では何かなかなか確認、静浦粗相な罪ですけども、それをどのように転記されるんですか、目視ですか。
0:36:04	或いは、
0:36:06	ちょっとすみませんそこがよくわからなくてご説明いただければと。
0:36:12	玉野オオシオです。弁体と弁箱のところには執行された後に、多少先ほどすみません、二名と言いましたけども、隙間がございますので、そこから目視で、
0:36:24	一応確認はできるというところがございます。関西電力芝でございます。通常ですね例えばRCS漏えい検査とか圧力がかかる場合にですね、
0:36:34	こういう弁等につきましても確認を行いますけれども、まずこういう漏えいが発生しやすい場所として、例えば弁のグランド部とか、こういう今回のところのガスケット部分のところにつきましては
0:36:48	点検をするような形になりますその他後は弁箱とかその金属部分のところにつきましてももちろん変形がないかとかっていうところを見るんですけれども、やっぱり一番弱くで着目すべきところはそういう挟み込んでる部分のところを見ました。
0:37:02	そちらにつきましてもですね点検のところにつきましては、例えば十分漏えいがあればですね継続的に出てくるとかですねあとは公算が析出するとかいうようなところがございますので、
0:37:13	そこにつきましては今この例えば先ほど申しましたような隙間の部分のところとか、イトウガスケットのグランド部分のところの押さえとか、そういうところにつきましても、十分目視できるような形になってございます。
0:37:28	以上でございます。
0:37:32	原子炉規制庁の竹山です。今、お話をさせていただいた、
0:37:40	とガスケットのグランド部、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:43	能点検というのはこれ、分解した時に見るということでそれともう組み込まれた状態で、この
0:37:49	隙間のところは見れるんですけど、前者ですかね。
0:37:55	関西電力 1 杯でございます。
0:37:57	まず分解時につきましては仲の方からしっかり見て、そういう目立ったような傷がないか有意な傷がないかとかっていうところも確認します。さらにはですね組み込んだ後ですね、
0:38:08	踏み込んだと例えば弁を組み込んで通水を確認を行うときとか、あとはですね、その弁の内部流体のところの圧力が上がったときとか、温度が上がった時とかっていうところを、点検するタイミングございましてそこは外観上のところで確認をします。
0:38:24	そこで確認する着目点としましては、そういうような水的设计のちょっと写真にじみみみたいところが懸念される事項として、
0:38:35	今申しました、ございますガスケット部分とか、あと弁の弁棒との摺動部の間のところに、グランドというもので入れてございますけども、そちらのところを確認するような形でございます。以上でございます。
0:38:53	原子炉規制庁 島山です。概略、ありがとうございます承知いたしましたので、
0:38:59	加えて、衛藤。
0:39:02	今回、
0:39:04	弁ぶたの形状が変わることによって、例えば
0:39:08	閉めるボルトの方に、
0:39:11	かかるその必要なトルクが上昇するだとか、そういうふうなものは発生し得るんですかね、これはボルトがわからないってことで、
0:39:19	従前のものを使うということでしたけども、その際の管理ってどのようにやられるんでしょうか。
0:39:29	また、5 章ですけども、この冒頭では最終をするというところで締付につきましても決められた届く値、
0:39:40	もので締め付けますので
0:39:43	変わるというところは特にございません。以上です。
0:39:47	はい。ということは努力値を変更前後で変わらないってことですかね。
0:39:53	タカノ部署で角田でございます。はい、承知いたしましたちょっと少々お待ちください。
0:40:12	規制庁 伊藤です。すいませんちょっと繰り返しになってしまうかもしれないんですけど、変更後の弁についても

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:20	変更前と同じ位置でガスケットがあるという理解でいいです他、
0:40:27	高浜の牛尾です。その通りでございます。はい。Headガスケットがあつて、そこから持ち上がってきて●●(非開示情報)ぐらい隙間があいているけれどもあとはフラットになっているとそれぞれ、
0:40:40	ダツ形の違いつていうことですかね。
0:40:44	高浜部長ですサトウでございます。はい、わかりました。ちなみにさ、すみません、今補足説明資料の1ページ目の構造図を見てるんですけど、
0:40:56	真ん中の拡大図で、ガスケットの上にある、ちょっとアルファベットのCみたいなやつつてこれって何なんですかね。
0:41:06	高浜の大塩です。この建設当時昔のおしゃれ海外製の弁を用いてましてその当時燃えた場合に、すぐここが溶接できる。
0:41:17	パイプになってまして、その弁箱と弁ボタンを図を立ちできる。
0:41:23	してまして、そこを溶接する溶接できるようなタイプの弁、昔はなっております。
0:41:29	規制庁イトウです何か燃えたときに溶けて溶接されるような、そういう何だ、ものがここについてるってということですか。
0:41:46	溶接金属ではなくてここを
0:41:50	溶接で、
0:41:53	※にいくと。
0:41:54	いうものでございます。
0:41:57	原子炉規制庁の竹山です。これは昔の設計として漏れたときに、止めて取りかえるとかするんじゃなくて、溶接して、
0:42:05	漏れを防ぐという設計思想が当時あったということですが、そのために、扇形のようなことを、
0:42:13	社訓なっていて、溶接ができるだけの確保、場所の確保がされている。
0:42:18	というのが、昔の海外の設計弁の設計だったってことですか。
0:42:24	浜野市長です。その通りでございます減圧連盟%の方も大昔の会が海外の
0:42:32	タイプのものを用いてやっていますので、燃えた場合にそこを要すすぐ溶接できるようなタイプの弁を
0:42:40	作ってたというところになります。関西電力芝でございます。今申しました通り海外での設計の配慮として作られたようなもので、国内そのような対応でやるというようなものはございませんので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:54	あくまでもその海外メーカーのところで作られた設計の配慮としてそれが日本の弁メーカーのところで、今それを模擬した形で作成されたというようなものでございます。以上でございます。
0:43:08	施設をイトウです。すいません。社長お待ちください。
0:43:13	そんなに漏れ漏れたときって、燃えたとき、漏れたときにここなんか、溶接して防ぎますよみたいなイメージ。はい。
0:43:26	季節をイトウですお待たせしました今のところは承知しました。それで変更後の辺が、
0:43:34	何ていうか先ほどの説明だと、今ある弁がこのフラット型のやつなので、これにしますといったふうな説明に聞こえたんですけども、
0:43:47	報酬よう保守性というか、手入れの時に、磨いてだんだん削れていく、その度合いみたいな、
0:43:58	ところは変更前の弁当、同じというイメージでよろしいですか。
0:44:09	つまり取替頻度とかって変わらないのかなっていうそういう、そのあたりを気になっただけなんですけど。
0:44:19	頭のオオシオです。そこは変わり番線
0:44:24	関西電力シワヤでございます材質のところも変わりませんので手入れの時に削れるようなその強度とかも変わりませんし、そちらについては変わりません。
0:44:35	ただですね定例主査印 2 どこまであと定義ができるかっていうところは先ほどございました隙間のところをですねうまいこと活用できるとかそういったような設計の配慮と、
0:44:45	というような形がなされているというような状況でございます。
0:44:51	すいません規制庁イトウですちょっと私が理解してしきれてないんですけど、衛藤。
0:44:57	隙間の方を利用してわかるつって入れ江藤なんだ。
0:45:05	隙間を利用してわかるというのはこれまでよりもすぐれた設計になっているってということですか。
0:45:18	関西電力志和屋でございます。
0:45:20	うちのすぐれたという意味でいけばも、新しい設計のものなのでこれまでの保守性とかも考慮された上で、
0:45:32	よりよい設計という形になっているというふうに思われます。
0:45:40	原子炉規制庁武です。すいません。今、すぐれたかっていう問いに対して、今回の再申請機能がすぐれているっていうご回答、
0:45:48	ちょっと感じたんですけども、そうなんです。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:53	関西電力志和屋でございます。すぐれたと申しましたもちろん前回以前の変更前の形でも十分これまでの運転実績も踏まえてでも、
0:46:05	十分保守はできるんですけども、今現状を弁メーカーの方で作成している、この弁の形の一般的な形がこういうフラットなタイプの方になってございますのでそちらに合わせるといったものでございます。
0:46:18	そのフラットな形にする際にはですねもちろんこれまでの保守の知見と かけていうところも弁メーカーのところは踏まえてやっていますので、
0:46:28	そちらにつきましては、合わせて反映するというかそれが設計の方に織り込まれた形になっているというもので、今回のものをより良くするために、このような形にするというようなものではなくて、最新の弁メーカーが一般的に作ってるものに変えると。
0:46:46	いったようなところが主目的でございます。
0:46:49	原子炉規制庁の武山です。ちょっと確認をさせていただきたいのが、今、塩谷さんおっしゃってた、これで、
0:46:56	この国内の弁メーカーが、
0:46:59	扱っているこのフラット型の方で、何かホシノ治験の話をされたと思うんですけど、これは、
0:47:06	従前の海外の設計と国内の設計でこの保守の、
0:47:11	四方。
0:47:12	或いは、その保守性の向上とかですかね、そういうものがある。
0:47:17	或いは、保守性の向上とかはないけども、保守にあたってその考慮すべき事項が変わるとか、
0:47:24	そういった点が何か違いがあるんでしょうかその違いをご説明いただけますか。
0:47:29	その保守性の事件という観点でお願いします。
0:47:33	関西電力志和屋でございます。大きな違いはございませんで、ただですね今申しましたのはですね弁の保守性ということで分解点検を実施する時にさ、先ほどガスケット等、
0:47:46	接触する部分のところを定義で、表面のところをならずというようなこと ございますけれども、そういったものをやりますので、少なからず、だんだんと削れていくというような形になります。
0:47:59	あとは削りA、A系ブルーことを踏まえた上で、より気づくことを踏まえた 上でのその隙間の活用とか、そういったことができるようになっている と、というようなことでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:18	議長規制庁畠山です。今の隙間の活用というのは、どこの隙間の活用でしょうか。
0:48:26	関西電力岩井でございます。弁箱と弁豚のところの隙間の活用でございます。
0:48:32	それは、ガスケットが当たる部分ですかそれとも別の、いわゆるフラットになった側のところの隙間の話ですか。
0:48:41	関西電力岩井でございます。ガスケットに当たるところではなく、弁ふたと弁箱の間のところのところでございます。
0:48:50	瀬戸イトウですが、すみません隙間の活用というのは、
0:48:55	どういうことを指してるんですかね活用というのは、
0:49:01	関西電力岩井でございます。隙間の活用というところは先ほど申しましたように手入れのところで、結局ガスケット答弁ふたのところが接触する部分というのは、
0:49:12	今日平滑にするために、手入れを実施していきますので、大きな削れはないんですけれども、少なからずだんだんと削れていくというような形になります。
0:49:23	その際に、
0:49:28	当たる部分と、弁ふたと弁ばこの隙間のところに段がございますので、その段のところをですね先ほど申しましたような隙間のところを、
0:49:39	に当たる部分になりますので、その部分を
0:49:45	整理していくことによってその隙間の、
0:49:48	部分のところで手入れ指導ができるというようなイメージでございます。
0:49:53	イメージできますでしょうか。原子炉規制庁畠山です。今のお話はその、いわゆるそのもう1個、ダンノ部分だってそこを削ることによって、
0:50:02	ガスケットにあたる、後が増えるということですか。
0:50:07	そういうふうなメンテナンス性の
0:50:10	小工場メリットがある。
0:50:13	ということでしょうか。
0:50:17	関西電力岩井でございます。まず2ページの方のずー今現段階でも見ていただきたいんですけれども、このガスケットを抑え高さって書いてあるところと現場小のところで、
0:50:30	このガスケットの古くなってる部分と、現場こと弁ふたのこの間の、
0:50:35	先ほどCがある部分、そこにつきましてこういう段差がございます。以前の弁であれば、先ほど申しましたようなこのCの部分のところがあるので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:45	なかなか
0:50:48	隙間がないというような形で、どんどんどん
0:50:51	このガスケットで当たっていく部分を削っていくと、なかなか削り白がなくなるという形になります。
0:50:58	一方で変更後につきましても同じような段差のところを用いましてこのCがない分、便法のところをフラットにしてそこにかつ隙間を設けるような形になりますので、
0:51:11	同じように、ガスケットの攝取する部分のところを削っていたとしても、まだまだ削る手入れ白が残ると、というようなことでございます。
0:51:26	原子炉規制庁島山所長お待ちください。
0:53:14	原子力規制庁ハタケヤマです。今塩谷さんご説明いただいた内容である程度概略は掴めたかなと思います
0:53:27	ガスケット高さ抑え高さの余裕シロが従前のこの
0:53:33	Cみたいな形状の部分が、
0:53:36	あると、その部分を削る等のことで、
0:53:40	必要高さを
0:53:42	これ以上とることはできないけども、今後の高さの部分であるとフラットになっている部分。
0:53:48	そこの部分を削ることによってですかね。
0:53:53	ある程度のガスケット、抑え高さをさらに確保するという意味では長期的な、
0:54:00	活用はできるものなのかなと思つちよっと口頭だと。
0:54:06	イメージが合ってるかがわかりづらく、この
0:54:10	変更後の、
0:54:13	弁ぶたの
0:54:15	ところを図示していただいて、今お話した内容が、どの部分なのかっていうことをちょっと、
0:54:22	提出いただければと思ってます。加えて、
0:54:27	今回ご説明いただいた、
0:54:29	弁ぶたの取り換えにあたるその保守性の観点、
0:54:33	おっしゃってたのと、精神設計に変えるっていう部分、これは、
0:54:38	補足の方にですね、また、資料充実化いただく形でご説明をいただければと思います。関西電力よろしいでしょうか。
0:54:47	浅井電力関西電力志和屋でございます。今いただいたコメントのところを反映して資料の方に反映したいと思います。具体的には変更後の箇

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	所につきましてもですね今 2 ページのところを変更前のところを書いて るようなところを、
0:55:02	同じように変更後のところを、図示するような形でこの説明したの かっていうのをお借りしてします。また工事概要のところにつきましてもこの バスケット高さというようなキーワードできましたけどもそちらのところを 加えた上で、
0:55:17	保守性の説明のところを充実したいと思います。以上でございます。
0:55:24	はい。ありがとうございます。
0:55:26	加えて、ご存知であればお伺いしたいんですけど今回のような弁、国内 メーカーのものってことだと思うので、同様の取替実績。
0:55:36	すでに取りかえている弁とかっていうのは、
0:55:39	高羽の 2 号の方の中である、或いはその関西電力の他プラントの方で あるのかっていうのと、
0:55:46	あとは
0:55:48	海外メーカー使ってて、保守性が、
0:55:51	とかつけた方が足りないっていうことは、多分この弁に限らず、
0:55:56	どこでも起こり得る話だと思うんですけど、何か今後の取りかえ予定と かが、
0:56:01	何か、あらかじめものが決まっているものがあるんでしょうか。もし、
0:56:05	そこはすでにわかってる範囲があれば、ご説明いただけますか。
0:56:11	関西電力岩井でございます。まず補修に関しましてはですね一般的に 弁の保守としては、こういったような弁蓋のみを取りかえるといったよう な実績これまでもございます。
0:56:25	あとですね約先ほどの計画のところにつきましてはですね今現在で計 画してるものございませんけれども、今後発生する可能性ってのはある のかなと思います。
0:56:37	はい。以上でございます。
0:56:40	石堂規制庁ハタケヤマです。今お話しいただいたその発生の可能性と いうのは、
0:56:48	実際に、
0:56:50	海外製の米弁を
0:56:53	メンテナンスする際に、いいかい。
0:56:57	バスケット高さ等を測定していて足りなくなった。
0:57:01	る。
0:57:02	足りなくなりそうだというタイミングで取りかえの検討をなさる。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:07	で、今の段階において、ガスケット高さがもうほぼ夜余裕シロがないよと なっているのは、今の当該弁だけであって、
0:57:16	その他のところは、ある程度まだ高さは確保されている。
0:57:21	直前の、
0:57:23	メンテナンスのタイミングでは、
0:57:24	ムソウ実測で確認しているということですかね。
0:57:29	関西電力志和屋でございます。おっしゃる通りでございます。あとです ねちょっと補足するのであれば、例えば甲斐今回のやつは海外この当 該弁につきましては国内メーカーが海外の設計を、
0:57:43	元に作成しているようなものがございますけれども、より古いプラントと かであれば、そもそもの海外製の弁とかっていうところを用いているものも ございます。
0:57:53	そちらにつきましては同様な事象が出てきた場合につきましても合わせ て、もう弁一式を国産化するといったような対応もやられているところご ざいます。
0:58:02	以上でございます。
0:58:08	原子炉規制庁時松ちょっと今、最後の部分がよく理解が追いつかなか ったんですけども、今回のメインは、
0:58:16	弁ば小、
0:58:18	は、
0:58:20	国内メーカーが、
0:58:23	扱うような設計だけでも、弁。
0:58:26	豚だけが海外メーカーが扱うような、
0:58:30	設計だったということですか。
0:58:32	ちょっと今、一色取りかえるものと弁。
0:58:36	ふただけ取りかえる。その違いがよくわからなかったのもう少しご説 明いただければと。
0:58:44	関西電力志和屋でございます。一式取りかえるものとしましては海外メ ーメーカーがもうすべて、弁箱弁ぶたを作っているようなもの、こちらにつき ましては、例えば部品っていうようなもの、
0:58:57	こちらにつきましては、原価だとかそういったところから、弁を一式で取 りかえるといったことがございます。で、弁護士、鳥飼というところがあり ますがですね、こちらもともとから国内のメーカーのものでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:59:12	ただですね国内のメーカーのものなんですけれども、その当時国内のメーカーで作成した考え方っていうところが、海外の設計の内容のところを踏まえて、同様のものを作成したというようなものでございます。
0:59:27	なので今回のところにつきましては弁箱のところにつきましてはもう元から国内のメーカーのところでございますし、弁箱 2 弁舞台についても国内のものでございますけれども、
0:59:39	今回の取りかえにあたっては、国内の現状の設計のところを踏まえたものに取りかえるといったような内容になります。
0:59:48	以上でございます。
1:00:05	少々お待ちください。
1:01:22	原子力規制庁ハタケヤマです。
1:01:26	今ご説明いただいた中で、違いとして、今回の弁においては、ここ、
1:01:33	ちょっと海外海外行ってましたけども、精査食う
1:01:36	していたメーカーは国内であって、
1:01:39	同じようなメンバーこと全部他の
1:01:42	ラインナップはあるけれども、弁部隊に関しては、そのラインナップの中でモデルチェンジというか、
1:01:50	海外仕様にしていたものが、最新設計の方にラインナップが変わっていて、現状のようなフラット型の弁に取りかえる。
1:02:01	ことができる。
1:02:04	できるというかそういったものが最新設計としてのモデルが、
1:02:11	扱われているのでそれを取りかえるということと、あとはそれと別に、そもそも海外メーカー、
1:02:18	純粋な海外メーカーが作成して、取り付けたものがあってそれはもう、
1:02:23	便分だけを国内メーカーに注文しようとしても、そのラインナップが全く違うもので取りかえるということが、
1:02:31	製品上不可能であるから、一式取りかえるということをやられていると。
1:02:39	まず認識しました。で、
1:02:41	この 2 人。
1:02:45	今話したような 2 人が、
1:02:48	どういう実績なのかというのは、
1:02:50	ちょっと過去どういう取りかえをしてるのかって確認したく、
1:02:53	例示で構いませんので、今のような例が、どの、
1:02:59	申請、
1:03:00	に当たるのかっていうのをちょっと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:03:03	お示しいただきたいんですけども補足等で充実化させることは可能でしょうか。
1:03:09	関西電力志和屋でございます。綺麗であればですね、例えば高浜1号と2号、同じようなプラントでございますけれども、高浜1号の当該弁につきましては海外製の弁でございます。
1:03:22	そちらにつきましては、一式で国産化したと、というような実績がございます。一方で高浜2号機につきましては製造時が若干時期が違うということで、そちらにつきましては国内メーカーのものを使うと。
1:03:38	国内メーカーのものを使うというような設計の時の採用してございまして、その際に国内メーカーが海外の便メーカーの危険なところを活用して国内メーカーで作ったという形でございますので、実績としましては高浜1号機の方の
1:03:56	美意識で国産化しているような実績のところの新税のものを提示させていただければよろしいでしょうか。
1:04:11	原子力規制庁の畠山です。今ちょっと後段が聞き漏らして申し訳ないけれど、今、提示しようとした内容は、今回のような事例、
1:04:21	要は、
1:04:23	今回取りかえる理由と、
1:04:25	同じような事例なんででしょうか。
1:04:27	ちょっとその例をいただきたいと思うんですけども、同じ事例がちょっと教えていた。
1:04:33	関西電力志和屋でございます。1号につきましてはもともと海外メーカーの、海外メーカー製の弁になりますので、実績としましては、海外メーカー、
1:04:47	のものを国産化するというので弁意識に取りかえた実績でございます。
1:04:56	ニシウチちゃいますちょっと少々お待ちください。
1:05:56	原子炉規制庁畠山です。ちょっとまずう前提として確認したいんですけども、
1:06:02	今回、今口頭で理由述べていただいたそのガスケット高さ、
1:06:08	なあ。
1:06:09	確保できない、埋土のメンテナンスに意味が、
1:06:13	磨く行為とかがあつて、その観点で、ガスケット高さが確保できないということが、今回の工事の週、
1:06:22	原因とかその背景だと思っております。この、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:06:25	バスケット高さというその背景と同じ理由で、
1:06:30	取りかえているという実績は高浜 12、
1:06:34	どちらも同じ理由で取りかえている実績がある。
1:06:38	ということですが、その海外である、国内であるというところの、園部の違いはともかく、その取りかえるのが全体であるとか、ベンダーであるっていうと、ともかくその背景のところと同じってところ。
1:06:49	は、
1:06:50	同じ理由で取りかえている実績があるというご説明ですか。
1:06:56	関西電力志和屋でございます。明確には同じ理由であるということなかなか申し上げるのが難しいんですけども、高浜 1 号機のところであれば同じ理由であってもですね、例えば工認のところに記載されている、この工事を必要とする理由のところにつきましては、
1:07:15	部品の手配、方も含めて国産化するであった、あるとか、あとは提携機器案申し上げますと構造上定期検査時の保守性が劣ること及び、
1:07:28	部品の手配に長期間を要することから、保守性及び部品の手配が容易な国産便に取りかえを実施し、というような記載があったりということで、なかなか明確に、今ひもといてもバスケット高さがついていうところが、
1:07:44	明確にわかるものがないっていうのが、現状でございます。でもこれまでの通常の弁のことを考えると弁のメンテナンスのところの問題になってくるのはこういうところとか、
1:07:55	あとは一般的な取りかえ部品がのところの調達性とか、そういうところがチョウノウキンになるとかっていうところを問題になって、弁意識を取りかえるというような、
1:08:07	形になると、それで計画するような形でございます。
1:08:11	ありがとうございます。
1:08:32	原子力規制庁の武山です。となりますと
1:08:36	理由はちょっとその背景として複雑化しているといったことは一旦置いて、
1:08:43	もうその弁ぶただけを取りかえるっていう事例は、
1:08:47	今まではなかった。
1:08:49	だということですかね。多分これは高浜新居。
1:08:53	あるかどうかだと思うんですけど。
1:08:57	関西電力白井でございます。通常の弁の保全のところではあるんですけども公認対象弁でそういったものがあるかっていうところで行きますと今ちょっと記憶の中でいきますと、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:09:10	ちょっと思いつかないというのが現状でございます。
1:09:20	原子力規制庁の滝山です。とりあえず、手続きとして、今回のような弁ふただけを取りかえるというのが、初めてだということは理解しました。
1:09:33	窪のその手続き対象外のものは一旦置いて手続きとしては理解しました。
1:09:38	もしあればまたご説明ください。
1:09:44	関西電力塩谷でございます承知いたしました。
1:09:53	原子炉規制庁小田島です。ちょっと加えて、今お話したようなこの弁ふった。
1:09:59	取替にあたっての、
1:10:01	背景ですね。
1:10:05	1号機、
1:10:06	は海外、
1:10:08	メーカーの方で、基本、ちょっと理由は福田通だったのでちょっと、
1:10:14	ちょっと一瞬思っていた方がいいですか。
1:11:08	ごめん。
1:11:11	原子炉規制庁畠山です。
1:11:14	ちょっと資料に起こしていただきたいのは、今までの高浜12の事例として、衛藤。
1:11:21	弁を取りかえるという観点で、
1:11:25	全く同一のものはないけども、類似のようなものがある。それが理由としては今回のような理由。
1:11:31	が、目に出てくるものではなく別の理由をもって取りかえるとしている。
1:11:36	ものとして類似のものが有りますよと。
1:11:39	その背景の中には、ガスケット高さの部分もあるかと思いつつ、そういう類似のものが有りますと。ただ、今回と同様、全く同様のような、
1:11:49	弁ふただけを取りかえる。
1:11:52	その理由としてはガスケット高さそこだけですと、
1:11:56	ということは初めてですということであれば、まずちょっとそ、そういうふうな背景をですね、ちょっと資料の中では、
1:12:03	書いていただきたいかと思いますちょっと補足のほうで、そのほ。
1:12:08	資料の充実化をいただければと思います。
1:12:14	他の脳症です。廃止をいたしました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:34	原子炉規制庁畠山です。弁部食べんば後の変更理由のところについては、
1:12:41	以上としたいと思います。
1:12:44	続いて、
1:12:46	補足説明資料の方。
1:12:48	8 ページ以降ですか。このところで、申請書におけるその添付資料のようひいをご説明いただいているかと思います。で、
1:12:58	この中で、
1:13:00	説明書の記載項目が変更がないものってのはいろいろあるかと思いますけれども、
1:13:07	変更が、
1:13:08	説明書の記載項目の変更がないものに対して
1:13:13	添付用としているものと添付不要としているものがありますけどもこの違いはどういったところが出るのかちょっとご説明いただきたいと思ってます。具体的に確認をしたいのは、
1:13:24	水月記載事項の設定根拠に関する説明書添付不要となっておりますけどこの理由は何でしょうか。
1:13:34	はい。高山のオオシオでございます。設定根拠がなげば、不要になるかということですけども、
1:13:48	これにつきましては審査対象、
1:13:54	条文、
1:13:55	にひもづいてない。
1:13:57	載ってないので添付しないっていうのが本来の
1:14:01	答えなんですけども、あとその下のクラス1 機器のオオブ炉心構造物と応力腐食割れとかです。その下の瀬、安全設備の重大事故等の設備が、
1:14:14	使用する条件のもとに、健全性とかにつきましては、各資料を見ますと、そのところに紐付け、
1:14:23	基準の条文、
1:14:25	がちゃんと明記されてその条文に対して
1:14:31	確認する必要があるというところで、窓をつけてるんですけども、設計根拠のところ、その条文の坂藤条項の番号、何ぼっちゃうか、
1:14:43	南條南條というところ、記載されてなかったの、紐づいていないために添付してないというところでございます。関西電力志和屋でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	す。一部補足させていただきますとこれまでの申請実績におきましても ですね、
1:14:58	この設定根拠の資料につきましては数字が変更になる場合とか、そう いった場合についてはつけさせていただいてますけれども、変更になら ない場合につきましては
1:15:09	今回のようにつけていないというような形でございます。以上でございま す。
1:15:15	原子炉規制庁竹山です。何か申請書ごとで数字が変わると、添付、
1:15:21	する、添付しないっていう違いが出ていると、或いはその既認可と同じっ てことだけ1枚付けるってというのは、何か、
1:15:28	何で申請書後、説明したことで違いが出るのでしょうか。
1:15:40	関西電力志和屋でございます。
1:15:44	実は設定根拠のところにつきましては、衛藤数字が変更になるとかそう いう改造のものについてはつけているという認識で、数字が変わらない 場合についてはつけてないのが通例かなというふうに認識してるんです けれども、
1:16:00	下、この認識が間違っているというようなことでございまして、失礼でしょ うか。
1:16:09	まず、
1:16:11	その数字が変わる変わらないってところで、変更があるっていうこと であれば、
1:16:18	裏返せば、
1:16:22	何か、
1:16:24	流体振動とか健全性とか、クラス暗記の応力腐食割れなんて変わって ないんですよ。
1:16:31	なんか、何で資料ごとに、
1:16:34	その記載がぶれてしまうんだらうってその関西電力の中での位置付け が、その添付用不要の整理が、
1:16:42	何かぶれてらっしゃるように感じるんですよ。この添付要否っていう観 点です、これはその資料ごとで、そんなぶれがあるものなんでしょう か。ちょっとそれが、
1:16:53	これまでの整理がよくわからないものです。
1:16:56	朝日電力シワヤでございます。今回のところであればですね上のベン ダーを変えるということ例えばクラス1のSCCに対する対策のところにつ きましてもですね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:17:09	ACC対策の声が例えば材料であれば、佐介を使うとか、そういったところは野辺宇田の設計におきましても配慮するというので、今回
1:17:21	せいぜい添付資料の中でもそういった説明のところをつけているというような整理でございます。
1:17:28	一方のところアマノ設計の根拠。
1:17:34	につきましてはですね
1:17:36	何も変わらないというところをつけて、おっしゃるところであれば、
1:17:41	メンバーの厚さのところも変わらないのであれば同様なものを書けばいいわけじゃないかっていうご指摘ってことでしょうかね。
1:17:51	まあ、あの、この場で指摘をするものではないかなとは思ってますけどもまずは事業者として、その添付要否ってどう考えられてらっしゃるんでしょうかというところを確認したいところです。
1:18:02	という観点で、どのようにご説明をされるのかももう一度お願いできますか。
1:18:07	関西電力志和屋でございます。一つの観点でいけば明らかに条文の観点でいきますとクラス1関係のところは技術基準の関連条文のところに明確に書かれていると。
1:18:21	いう審査条文のところがあるということで、明確にその適用性の方を説明するような内容があるの、書かしていただいているというような内容でございます。設定根拠のところにつきましてはですねこれまで中、同じような
1:18:37	全く設計を変えるものではないというところでございますので、記載をしてないというようなところでございます。ちょっとうちの方でもそのような整理でいいかっていうところをもう一度ちょっと確認して説明のところの充実っていうところは検討したいと思えます。以上でございます。
1:18:56	はい。原子炉規制庁畠山です。お願いいたします。いずれもその添付書類の中での整理のお話だと思いますので、
1:19:09	この種書類ごとの方針が変わるということはないと思ってて、基本的に、
1:19:19	今回の申請に関係するかしらないのかっていう観点で、
1:19:23	全く無関係のようなものを例えば、
1:19:30	中央制御室の、
1:19:32	話とか、そういったものって全く関係ないですねとかそういうふうな形で関係の有無でご説明いただけるのはわかるんですけども、何か強い変更がないっていうだけだとそう関係はしますよね今回。
1:19:45	潜り装置ってこともありますので28条の観点で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:49	個別設定根拠の話では書いていらっしやると思っておりますので、そういった観点では何か、
1:19:57	やっぱり今、御説明だけでは少しわからない部分があるので、ちょっと改めてご検討の上で、
1:20:03	必要に応じた対応いただければと思います。この件は以上です。
1:20:10	次にイシダでございます承知いたしました。
1:20:14	すいません事業本部からキタムラと申しまして、
1:20:18	原子力規制庁だけでちょっと事業本部、今ご発言されてらっしやると思うんですけども、ちょっと音が小さくてもう一度発話いただけますか。
1:20:28	すいません事業本部からのキタムラと申しますけれども、ちょっと設定根拠の説明書について、こちらの考えを述べさせていただきます。
1:20:40	東京の説明書につきましては、要目表のその記載内容についての説明を記載しております、今回要目表につきましては変更なしというのが4行に、
1:20:52	当然今回の工事は取りかえの方ですので、業務表で変更なし、もしくは動作という事態が明らかになっておりますので、今回このセットと言ってきたについては、設定根拠に対する説明というのは不要であるというのが、
1:21:08	従来からそのように考えて、計画の中で
1:21:13	それを生かした記載をしておりますと、いうことでございます。
1:21:17	一方で先ほど説明さしていただいた、加来常務にもついているSPの説明書等につきましては、その条文に対して、その技術基準要求事項に対して、
1:21:29	こういう理由で影響がありませんと、
1:21:33	説明としてもものは変わらないからというようなことはありますけれども、そのような違いで考えとしては統一をさせていただいておるつもりでございます。
1:21:44	以上でございます。
1:21:59	原子力規制庁の畠山です。今のご説明だ。
1:22:05	と、
1:22:08	健全性とかはどうなるんでしょう、健全性は何か変わるんですけど。
1:22:15	何か。
1:22:16	基本設計方針で何か変わらないことが自明と、そっちも言えそうな気がするんですけど。
1:22:22	なんか、そうはしてないように思うんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:22:26	やっぱそこは、
1:22:27	健全性は何でつくりましたっけ。
1:22:33	すいません健全性の説明書の方も条文に紐づいている説明になりますので、その条文に紐づくのか要目表の記載だけに紐づくのか。
1:22:46	その違いで、付けてつけないというのを今まで、まず関係しないものはつけないというところは変わってないんですけども、その関係するしないというところが、
1:23:00	何に基づくのかというところで、今まではこういった考えでやってこさしていただきましたというものでございます。
1:23:09	終わった後、ちょっとそれだとわかりにくいねとかそういうお話であれば、今後改めることはA、
1:23:17	これは考えさせていただこうと思いますけれども、今まで何か統一取れてないとかですねぶれているというわけではないかなと考えてます。
1:23:26	原子力だけます。今、もう1個ちょっと確認したいんですけども、
1:23:29	条文と紐づいている紐づいていないとご説明いただいたのは、
1:23:36	何の資料に基づいてこの設定根拠は条文に紐づいていないと。
1:23:41	5 発話いただいたんでしたっけ。そこはちょっと私が今理解が追いついてなくて、
1:23:46	それは何かしら資料で明示されているんですか。
1:23:57	事業本部フジキるする、一括工事のところでの添付資料がついてるんですけども、添付資料の概要の部分のところに、
1:24:08	どの技術基準に基づいて説明していくのかというものが書いてございます。
1:24:13	今回のクラス 1KCCの説明書なんかでいうと、概要のところには 17 条十八条とか健全性説明書については、
1:24:23	45 条等に基づいて、紐づいているというところ、それに基づいて、記載しているところが書いてございますので、そのもととなる。
1:24:35	この添付資料を見ていくと、どの技術基準に基づいて、記載されているかというのがわかったのかなと思います。以上でございます。
1:24:46	原子力規制庁の畠山です。今ご説明いただいたのは申請書の概要冒頭のところに条文が書かれてるか書かれてないかっていう違いですかね、ちょっと今、書類を。
1:24:59	すぐに開けてないので、
1:25:01	そういうことで今ご発話いただいたのかなと想像はするんですけども、ちょっと確認をさせていただきます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:46	月緑茶とか、今私が発話したことって聞き取れてましたかね。今、お考え中でした。
1:27:03	原子力タカスカたんで二ノミヤさん私の方、聞こえますか。
1:27:08	聞こえております。今のお話は、どこに技術基準の条文が書いてあるかっていうことだと思うんですけども、そこは
1:27:21	一括申請の工認のところに、添付資料が、とはついていると思うんですけども、添付資料の添付資料の概要の部分ですね。
1:27:31	その外の部分の文言のところに、技術基準の何条に基づき云々というのが記載されていますので、その添付資料。
1:27:41	を見に行くと、どの条文に紐づいているかというところがわかるかなと思います。
1:27:48	以上でございます。
1:27:55	原子炉規制庁島山です。今お話いただいたのは今回の例でいうと、個別設定根拠の、
1:28:04	冒頭、
1:28:06	概要みたいなものが、
1:28:10	つけられている。
1:28:12	と思うけどここには特段何条に基づきとは書いていませんと、別表第2に基づきとしか書いてないので、技術基準規則の各条文にはひもづかない書類だと。
1:28:24	いう。
1:28:25	の認識だと、ということですかね。
1:28:30	と事業本部フジキですと、あとその通りでございます。
1:28:35	原子力規制庁ハタケヤマです。追ってみ。
1:28:40	新規制当時の
1:28:42	規制庁の、
1:28:44	審査結果とかを見ていただきたいなあと思うんですけど。
1:28:48	当庁としてわあ、
1:28:50	その審査結果の別添1のところ、
1:28:54	うん。
1:28:55	ちょっとお待ちくださいね。
1:29:17	原子炉規制庁、ちょっとすいません。失礼しました。審査結果の別添1っていうものを見ていただきたいんですけども、
1:29:27	今回の弁が、これは既設の話で、この新規制の当時に審査した内容ではないと思うんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:37	この
1:29:38	添付別添のところですね。
1:29:41	各書類は、審査にあたってどういう書類を確認して審査をしたってところを一覧化させて言いますと、
1:29:50	その中で例えば 33 条循環設備等に関しては、
1:29:56	設備設定根拠のうち、容量等の設定根拠に関する説明書に丸をつけていて、この書類を、
1:30:05	見て審査をしましたよと、いうことをお話しております。これは他、今回の弁とかが新設ではないので、
1:30:14	この弁に対しての話ではないですけども、ただ、設定根拠に関する説明書が、各条文の
1:30:22	技術基準の各条文のどこにもひもづかないよというご説明であるならば、ちょっと私どもとは考えが違うかなと。
1:30:33	思いました。
1:30:36	私からは以上です。それを踏まえてまたちょっと確認いただければと思います。必要性も含めてですね、追って確認をしたいと思います。
1:30:46	関西電力岩井でございます。検討の方承知いたしました。
1:30:50	関西電力二村でございます。了解いたしました。はい。
1:30:55	検討させていただきます。すいません。
1:31:01	原子力規制庁のときに、ちょっと次の質問に移る前に、
1:31:07	今日のヒアリングは 4 時までを予定しておりましたが、おそらくちょっと 4 時を超過するものと思ってますんで、4 時半までには確実に終わらせたいと思ってますけれども、
1:31:21	事業本部側、
1:31:25	高浜発電所、あとは、
1:31:27	東京支社の二宮さん、ご予約等は、
1:31:30	いかがでしょうか。
1:31:35	小浜前所長ですけどもオオエさんまでで全然ご問題ございません。
1:31:42	はい。事業本部と二宮さんもよろしいですか。二宮さんは、おそらく次のヒアリングがあると思うので、
1:31:52	はい東京二ノミヤです。勝木の方は、Head別、遅れて参加する通りで対応したいと思いますヒアリングは続けてくださいよろしく願います。わかりました。
1:32:04	遅れてということで理解しました。はい。
1:32:09	では次の質問事項移りたいと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:32:14	ちょっとお待ちください。
1:32:27	あ、季節をイトウです。それでは次の質問に移りたいと思います。
1:32:32	これは質問というか単純に実績を確認したいだけなんですけれども、この高浜 2 号機については、これまで
1:32:43	線変更認可、
1:32:46	の実績が大分積み重なっていてちょっと調べた範囲でも蓋開けた、ありますよと、いうことで、すいませんがちょっとこれまでの
1:32:58	工事計画の変更認可実績新規性基準。
1:33:03	以降のですね変更認可実績を一覧で示していただければと思ってるんですがそれは可能でしょうか。
1:33:16	高松次長の大塩でございます。一覧表でお越し目
1:33:22	示させていただきます。
1:33:26	はい。
1:33:27	原子炉規制庁畠山です。ちょっと確認なんですけども申請書の中でね、どこかで一覧化されているってことはないって理解でよろしいですね多分なかったかなと思いますけども。
1:33:36	ちょっと念のため確認です。
1:33:46	もし一覧化されてるページがあるのであればそのページを見てくださいで結構ですので、
1:33:54	オカノの所です。一覧かあさえたものはない。
1:33:58	ないです。
1:34:00	また別途呉須Aと進めさせていただきます。
1:34:05	はい、わかりました。
1:34:12	私からは以上です。はい。
1:34:14	既設の伊東です。それでは次の質問に入ります。
1:34:19	衛藤。
1:34:20	衛藤。
1:34:23	適用条文についてなんですけれども、今回、第 38 条、原子炉制御室等が適用条文となっているんですけれども、
1:34:35	少し具体的に条文のどの部分が今回適用になっているのか説明してもらえますでしょうか。
1:34:46	はい、山之内長なんですけども、今 38 条の適用条文が該当するんですけども所、どの部分に引っかかり該当しますかという言葉だと思うんですけども、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:35:00	この 38 条につきましては中央制御室から操作する弁でありまして当該弁は進めてございまして、
1:35:10	操作性美酒牽制検査性の観点から適用上部上部に整理しているというところでございます。
1:35:17	電の部分の連動部分ですね、は再使用するんですけども使用前検査においては取りかえ後の動作確認。
1:35:27	とかも必要となってきますので、今回の条文に該当するというので、に当てはめております。以上です。
1:35:37	規制庁伊藤です。すいません条文のどの部分というのが 38 条の第何項ですとかそういった形、大南校のどの部分ですという形で教えてもらいたいんですけども。
1:36:04	はい。高浜の所ですけども第 38 条の 2 項のところに、発電用抱えて上から 1、2、3 行目ぐらいですかね。
1:36:18	原子炉の安全を確保するための設備を操作する装置、発電用原子炉及び次冷却材に立たず、主要な機器、
1:36:29	または道具の作動状態を表示する装置。
1:36:34	等の計測装置の結果を表示する装置。
1:36:40	あと安全に運転するための必要な装置を集中生活放送させることなく、適切に運転操作できること。
1:36:51	ことができるような施設にならなければならないと。
1:36:54	いうところで主要な弁の操作、動作確認、
1:36:59	いうところの位置付けになると考えております。以上です。
1:37:04	瀬戸イトウです。すいません今 38 条の 2 項で、
1:37:09	全部お読みいただいた感じですかね、全部が該当なんでしょうか。
1:37:17	関西電力志和屋でございます。直接該当するところといたしましてはですね機器規則の今解釈のところでございますと 2 項に、
1:37:28	海脚の EC のところにですね、該当するところで発電用原子炉及び一次冷却系統に係る主要な機器、または器具の動作状態、
1:37:39	いうところでございますけれども、この両括弧 3 のところ発電用原子炉及び一次冷却系統に係る主要な弁の開閉状態ということで、中央の方に弁の開閉表示してございますので、
1:37:50	少なくともここにつきましては該当するというふうに考えてございます。
1:37:55	うん。
1:37:56	施設をイトウですありがとうございます。今回電動部分は、取りかえ等はしないけれども

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:07	検査で動作確認等をするので、今回の 38 条対象であるという説明だったと理解するんですけども、こういう
1:38:17	制御室側ではなくて、背制御を、
1:38:21	制御する笹木野川っていうんですかね、さっきの機器の取りかえで 38 条適用条文にしましたっていうのは過去にも例があるんでしょうかね。
1:38:44	関西電力高浜発電所シワヤです。ちょっと過去の実績のところはわからないですけども少なくとも今回のところはその弁の開閉表示のところで使用前検査であれば、最終的に 5 号検査のところの機能確認のところを実施いたしますので、
1:39:00	今回のところについては適用条文に該当するというふうに整理させていただいております。
1:39:06	以上でございます。規制庁伊藤です。御説明については承知しました。ちょっとこの扱いについて、こちらでも確認してみても、
1:39:17	何かプラスコメントがあれば、伝えたいと思います。はい。
1:39:27	すいません少々お待ちください。
1:39:44	はい。
1:41:42	季節をイトウです。ちょっと過去の審査資料を見たところですね、技術基準規則 38 条の、
1:41:49	2 項については、新規制、
1:41:53	前と後で条文が、
1:41:56	変わってないということが確認できました。それで今ちょっと一つ確認したいのは、先ほどお話があった、
1:42:06	高は 1 号で藤辨野。
1:42:11	取りかえをしましたということを先ほどお聞きしましたけど、その時も、
1:42:17	今回の 38 条昔は 38 じゃなかったかもしれないんですけどそれを適用してたのかなとかどうかという。
1:42:27	ところをお聞きしたいんですが今情報ありますでしょうか。
1:42:33	関西電力白井でございます。1 号の方の実績の方は平成 10 年のものになりましてちょっと適用条文の考え方と違っていうちょっと資料が残ってないというふうに考えてます。
1:42:58	瀬戸イトウです。はいわかりました平成 10 年ということでしたけど、具体的な年間番号とかはわかりますでしょうか。
1:43:08	わかります。
1:43:09	関西電力、岩井でございます。認可番号の方が平成 10、乙 11、乙、02、A 市資源の市第 16 号、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:22	平成 10 年の 12 月の 9 日でございます。
1:43:27	はい。規制庁伊藤です。承知しましたちょっとこちらでも調べられるところは調べたいと思います。
1:43:34	お手数おかけしますけれどもよろしく申し上げます。
1:43:37	原子炉規制庁土岐です。ちょっと加えて、ご存知であれば結構なんですけども、
1:43:42	高浜 12 以外で同士の弁の取りかえ実績で、ちょっと何かありますか。
1:43:50	できれば新規規制後であれば、
1:43:53	もしあれば教えていただきたいんですが、何かありますでしょうか。ご存知ですかね。
1:44:02	ですね。
1:44:03	関西電力事業でございます。ちょっと今記憶にないんですけども、こちらでも一応確認してもしあればまたご連絡させていただきたいと思えます。おそらく新規性基準以降のところで電動弁の取りかえっていうところは、ちょっと記憶にございません。
1:44:18	原子炉規制庁武政わかりましたありがとうございます。私のほうでもざっと見たとき、ぱっと見なさそうかなと思ったんですがもしあればちょっと御所、
1:44:28	次のヒアリングにでもご紹介いただければと思います。或いは諸書類とかに書いていただければと思います。お願いします。
1:44:50	では、原子炉規制庁畠山です。ちょっと次の確認事項に移りたいと思えます。
1:44:55	耐震性に関する説明についてちょっと確認をしたいと思えます。ちょっとまず事実確認です。
1:45:02	本申請の 3 次元はりとの変更点というところで、
1:45:08	資料 3 に基づいて、具体的な変更点を示しいただいていただかなと思えます。
1:45:15	で、
1:45:16	まずちょっと 3 次元はりモデルを今回やられていたかと思えますけれども、
1:45:22	この 3 次元はりモデル、
1:45:25	でのその入力側、
1:45:27	の変更点というのは、
1:45:30	弁の質量が、
1:45:32	変わっているところ以外に、変更点はない。例えばその、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:37	サポート位置も変更はないし、
1:45:40	質点質量の取り方だったり、
1:45:44	保温材。
1:45:47	だったりそういったところの、
1:45:49	変更箇所はないと理解してよろしいでしょうか。
1:45:56	高浜発電所の文書です。今回の変更点は弁ふたの重量を、が変更になったというところで、
1:46:05	その他今、
1:46:08	言われました内容につきましての変更点は、
1:46:12	ありません。
1:46:16	はい。原子力規制庁ハタケヤマです。変更点は、辨野。
1:46:21	質量が変わったところだけということで理解をしました。
1:46:25	で、
1:46:26	続けて、
1:46:27	次確認をしたいん。
1:46:29	のですが、
1:46:30	今回の変更されるのは、弁のふただけだと理解しております。で、
1:46:37	新規制の時から、
1:46:41	3次元梁モデル用いられていて、
1:46:45	いるかと思えますけどもこのさ、新規制の時からだと思いつつ、
1:46:53	例えば申請書今回の申請でいうと、前に、P2の、
1:47:00	添付13の、
1:47:03	17の、
1:47:05	3の、
1:47:07	24の172ページと、
1:47:10	178ページちょっとここをまず開いていただきたいんですが、お手元開けますか。
1:47:18	はい。ちょっと少しお待ちください。はい。お願いします。
1:47:26	はい。CEO羽深高浜部長で資料確認できました。
1:47:31	はい。
1:47:32	このページの、
1:47:35	具体的な弁の変更場所ですね質点番号の部分。
1:47:41	片方の弁においては、
1:47:46	辨野図、
1:47:49	重量だけを考慮している場合で、もう片方の弁は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:54	弁だけではなくて、
1:47:59	配管であったり、保温材であったりそういったところの重量も考慮している場合と、なんか 2 パターンあるんですけども、この違いは何でしょうか。何か質量のとり方の違いなのか、現場の者の配置が、
1:48:14	何か違うのか、どういった違いなんでしょうこれは、
1:48:19	関西電力志和屋でございます。衛藤。
1:48:22	質量のとり方の違いでございます、具体的に言いますと、168 ページのところブロック一位の図が載っております。
1:48:33	今回の当該弁のところは石鹼支店番号のところの 902 番のところでございますけど、このちょっと上流側と下流側のところに 822 番と 1002 番と、
1:48:47	いうサポート支持点のところございます。このちょうど真ん中辺のところに、集中質量ということで配管とか、本剤の質量をつけることとなります。
1:48:59	今回のこの当該のブロック 1 のところであれば、ちょうど真ん中のところですね、実際につけます弁のところの、弁の入口と出口のところの間のところにありますので、
1:49:14	ここについては、この弁の集中質量と一緒に、この当該の間の配管の質量と本来の質量をつけていると。
1:49:24	というような形でございます。一方ですね、ブロック 2 の方、174 ページの方、ご覧ください。
1:49:31	こちらにつきましては、この弁のところが 901 番のところにありますけれども、こちらの支持点につきましては上流側のところが、
1:49:43	802 番、下流側のところが 2227 番のところになります。
1:49:49	この中心のところににつきまして中心の質量につきましては、600 番のところ、
1:49:54	こちらのエルボ一部ですかね、エルボ部の真ん中のところになりますので、こちらのところにこの当該の部分の質量を入れているという形でございます。
1:50:04	なので系統構成の違いによって、その質量を入れるところが辨野相田のところに入ってこなかったのので別に出典を設定しているというような形でございます。
1:50:15	以上でございます。
1:50:23	原子力じゃあ竹山です沸点のとり方の違いということで、まず理解しましたちょっと、深くはちょっと確認がまだ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:34	確認しきれてないので、引き続きこの点は確認します。いずれも新規制と同じということで理解しました。
1:50:47	続けてこれも耐震です。水平 2 方向と鉛直方向地震力の組み合わせに関する影響評価において、
1:50:56	お手元、
1:50:58	今回の申請をお開きいただけるのであれば、開いていただきたいんですけども、今回、既工事計画のこれ警報なし津波の編入ですかね、ここから変更がないとしている点。
1:51:09	これは、
1:51:11	本申請で、
1:51:14	この
1:51:16	今回取りかえる弁が含まれるブロックのところ、
1:51:20	ですかね。
1:51:21	が、
1:51:22	水平 2 方向及び鉛直方向地震力の影響評価をし、
1:51:26	していない、そもそもしていない、不要な場所ですってということなのか、それとも、評価しているけれども、
1:51:33	評価の結果警報なし津波のへん人の評価の値と変わらない。
1:51:39	ということの、
1:51:41	なのか、どちらでしたかね。
1:51:46	浜野牛尾です。後者になりまして、水平 2 方向の評価は実施しております。代表結果の大きさのところにつきましては
1:51:57	警報のシステムから変更がないということも確認をしております。以上です。
1:52:03	はい。承知いたしました。
1:52:08	これって一代表を持たれているのは、別の、
1:52:14	配管側だと思うんですけども、
1:52:18	何というか、R1 の中に、いや、
1:52:23	だと思うんですけども、これは、
1:52:26	どういう代表の取り方をしてるんでしょうかね、代表ってどうとるのかって、
1:52:31	新規制なり警報なしなりで、
1:52:34	どこで御説明がされてるか。
1:52:36	ちょっとわかれば、今ちょっと私がかつたので申し訳ないんですけども、どこで説明されてますかね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:52:48	関西電力志和屋でございます。
1:52:51	それぞれ代表の考え方のところは耐震計算書とかであれば代表ブロックの説明のところ、代表がこれですっていうような、丸岡井というところの上のところに、
1:53:03	衛藤真尋、疲労評価の最も厳しいものとか一次+二次の最も大きい厳しいものとかっていうところの記載があったというふうに記憶してます。
1:53:13	当該のところにつきましてはこれA系B系でございますけどもオールエイジ01と08のブロックなりまして、当該の水平2方向のところはそれが代表になっていないと。
1:53:24	いうことを確認してございます。なおですね今回の評価のところ、弁の重量が増えてございますけれども、実際影響があるところっていうところは先ほどご説明の中でもありましたけれども疲労累積係数の小数第3位のところとか、
1:53:41	あと横野失点のところ、応力値が1MPa程度大きくなるとかそういった程度でございますので、影響のところは軽微というところを付け加えさせていただきます。以上でございます。
1:53:57	原子力規制庁滝山です。概略としては理解しつつ、
1:54:03	今の説明は、おそらく現状、
1:54:06	どの資料を見てもわからない半位なのかなと。
1:54:10	特にその影響が軽微だっていうところはわからないのかなと思うので、
1:54:15	よければ補足説明資料の方で充実化いただけますか。
1:54:21	関西電力芝でございます。今申しましたような説明のところ、影響があるところ、失点の応力値とか、この程度変わりますっていうところを追記させていただきたいと思っております。
1:54:35	はい。お願いいたします。ちょっと加えて、もともとの質問のところ、一旦戻るんですけども、今回
1:54:46	改めて評価をした結果、その代表すべき場所、評価部位、
1:54:51	なあ。
1:54:52	従前と同じでよいというのは、
1:54:55	どういったところをもって判断されたのかっていうのはおそらく影響は軽微であって、
1:55:01	今挙げられている余熱除去系配管の代表値の方が、
1:55:06	厳しいからということなのかなと推察はするんですけども、ちょっとどういった理由で、
1:55:13	この代表値を変える必要性がなかったのかっていうところを、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:55:19	ちょっと非公認からもひもとしてご説明いただければと思います。ちょっと資料中の中で、
1:55:26	嘘の説明も加えていただければと思います。
1:55:29	よろしいでしょうか。
1:55:30	関西電力塩谷でございます承知いたしました。衛藤。まず公認のところに書かれている数字がどこのモデルのどういったもので、今回の評価モデルの中で最も大きいその数値っていうのが、何でその代表対象関係を比べると、
1:55:48	もともとの記載の方が大きいので、代表は入れ替わることがないというところの、についてご説明したいと思います。資料につきましては水平2方向を対象でよろしいでしょうか。
1:56:02	はい。水平2方向と鉛直のその対象をお願いします。水平2方向鉛直方向地震力の影響評価結果ですよねこれ。
1:56:12	それ。
1:56:14	に対しての説明ということでお願いします。
1:56:17	承知いたしました。
1:56:24	はい。続けては、
1:56:25	畠山です。天津は以上になりまして強度について確認をしたいと思えます。
1:56:32	今回資料3の変更箇所整理表で、
1:56:36	現場
1:56:38	実績反映として、
1:56:41	弁体の材質を変更する。
1:56:44	ということで、弁体の材料が、何とかから何とかに変更しますとしている点。
1:56:50	材料が変わっていらっしゃるということで理解はしたんですけども、
1:56:54	この
1:56:55	今回の工事において、弁体を取りかえる。
1:57:00	それとも、もう取りかえたということで取りかえ実績反映されている。
1:57:05	取替実績反映と書いてるのか。
1:57:08	どっちなんですかね。
1:57:12	高山之内様です。ともに帰って取りかわってますので取りかえた後の実績を反映しているところになります。以上です。
1:57:21	原子炉規制庁の竹山です。ということは、弁体自体は要目表の記載事項ではないので、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:30	申請以降、
1:57:32	ですかね、申請以降に、
1:57:37	取りかえを行っていてその取りかえ後の結果として、今回2人、
1:57:42	ちょうど説明書がついていると。で、その際に材料の変更があったので、その反映が郷土の中ではなされている。
1:57:51	理解してよろしいですか。
1:57:54	高浜農相ですその通りでございます。はい。この部分は理解をしました。
1:58:19	季節をイトウです。ちなみにちょっとこれは、ただ、
1:58:25	ちょっと単なる確認なんですけど弁体の材質を変更しているのに対して弁蓋と現場小は、そのままの材料を使う。
1:58:37	使う、阿部スタッフ他については材料を使うというのは、これは何か。
1:58:44	こういう、この違いはどこから生じてきてるんですかね。
1:58:49	関西電力芝でございます。まず材料の変更といいましてもう安心剤と実在の方の違いでございます。同等材でございますので評価等に何も影響がないということを確認してます。
1:59:02	ちょっと材料の入手性とかそういうところを踏まえてこの材料の変更のところを行ってございます。以上でございます。
1:59:13	規制庁伊藤です。承知しました。
1:59:19	はい。
1:59:20	では
1:59:22	長。
1:59:23	我々が持ってきた質問は、本日の分は以上になります。
1:59:30	今回の変更認可申請の内容については、実質、
1:59:36	的には、実用炉規則の別表、
1:59:40	2、とある取替工事に該当すると承知し認識しています。
1:59:47	引き続き事実確認を伝えていきたいと思っております。阿部曾田
1:59:52	今回のヒアリングの振り返りをしたいんですけども、ホワイトボードとか取られているようであれば、移して、
2:00:02	移さなくても結構ですがご説明いただけますでしょうか。
2:00:09	はい。
2:00:12	関西電力芝でございます。ちょっと別のパソコンでやったので口頭でお呼びしてもよろしいでしょうか。規制庁イトウです。はい。よろしくお願いいたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:00:23	はい。まず 2 点目当間辨野取りかえ理由のところでございますけれども、補足説明、非常に記載の弁の取りかえ理由について、ガasket抑え白の確保の観点についても記載を充実するとともに、
2:00:36	変更後の弁の当該部の拡大図についても追記すること、こちら 1 点目とさせていただきます。
2:00:44	2 点目、高浜発電所において弁蓋のみの取替工事の申請実績があるかどうかというところを確認すること。
2:00:55	こちら 2 点目です。3 点目添付資料のうち、設定根拠の説明資料について、編分の要否について再検討を行うこと。
2:01:07	4 点目、新規規制基準対応工認について、変更認可申請の経緯について整理をすること。
2:01:18	続いて新規規制基準以降の電動弁の取替実績について該当するものがあれば、補足資料に記載すること。
2:01:29	最後に添付 1319 の水平 2 方向及び鉛直方向地震力の組み合わせに関する影響評価の説明書について、代表が変わらないことを説明すること。
2:01:45	このように認識してございますけれども、受け等ございましたらご指摘の方よろしくお願ひします。
2:01:54	瀬戸イトウです少々お待ちください。
2:01:59	大体、
2:02:12	原子力規制庁ハタケヤマです。すいません、1 点目もう一度お話いただいて、すいませんそこだけ聞き逃しました。
2:02:21	関西電力芝でございます。1 点目補足説明資料に記載の弁の取りかえ理由について、
2:02:29	ガasket抑え白の確保の観点についても記載を充実するとともに、
2:02:35	変更後の弁の当該部の拡大図についても追記すること。
2:03:10	規制庁伊藤です。
2:03:14	弁ふタービン蓋というか、弁の取りかえ実績のところなんですけれども、ちょっと
2:03:26	全体の整理といえますか、
2:03:28	ペ弁弁一式で取りかえるのはどういう場合で、
2:03:34	とか、その辺りから、
2:03:38	初めて
2:03:40	つまり海外メーカーが全部作ってるようなものは便意識で取りかえるのが通常であるとか、あと国内メーカーのものであっても

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:03:51	海外のものを活用しているものは、
2:04:01	国内メーカーのものに合わせて
2:04:06	辺ふただけを取りかえる場合がありますとか、ちょっと場合分け、
2:04:11	場合分けと、その実績について、
2:04:15	整理をした上で、補足説明資料で説明をさせてもらえればと思いますが、よろしいでしょうか。
2:04:27	関西電力塩谷でございます。承知しました。先ほど口頭で説明したような海外メーカーのもので一色の場合、取りかえますと、国内のものについては上のような取りかえを実施することがありますっていうような説明をした上で、
2:04:42	そこそこに紐づくような申請実績等があればそこに追記するような形で記載の方をしたいと思います。ACCESS尾藤です。はい。お願いします。
2:04:54	他に。
2:04:56	伊勢藤側から、
2:04:58	はい。
2:05:01	どうぞ。
2:05:02	原子炉規制庁の竹尾です。ちょっと、まず、ちょっと振り返りの部分で確認をしたいんですけども、これと別に、関西電力の方から、
2:05:11	最初にお話いただいていた概要、パワーポイント説明資料のところ新規ってなった部分が、
2:05:19	誤りだったので修正されるっていうのと、原子炉冷却材圧力バウンダリが原子力になってたっていうところ、ここは修正されるっていう理解でよろしいですか。
2:05:29	ちょっとそこが今抜けたのか、別途ちゃんと考えられていたのかちょっとわからなかったので、
2:05:36	今のご指摘のところも修正させていただきます。
2:05:39	高間牛尾です。はい。お願いいたします。ちょっとそれで、
2:05:44	コメントしそこに行って申し訳ないんですけども、
2:05:49	今回の申請書の、
2:05:54	許可の整合性に関する説明書の
2:05:58	本文 11 号のところ、
2:06:02	ねえ。
2:06:06	実際のその本文 11 号との比較表をつけられていらっしゃると思うんですけど、これは、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:06:15	何か、
2:06:17	警報なし津波と同一であるって説明。
2:06:20	よかったやに思ったんですが、警報なし津波というかこれまでの近隣と同様であるんで、
2:06:28	よかったように思うんですけどそれは、
2:06:30	何か、
2:06:32	改めて添付された理由は何でしたっけ。なんか本文 5 号のように、
2:06:37	既認可を引っ張ってこなかった理由をご説明ください。
2:07:09	すいません草間の品質保証の高田と申します。
2:07:13	法務 11、本文 5 は、警報なし津波から変更なしということで添付してないにもかかわらず 11 号はつけてる理由なんですけど、
2:07:23	そこはちょっと今までの申請実績踏まえて、
2:07:28	つけており、おるといのが実情で、
2:07:33	本文 11 号との整合性については申請の都度、今までもつけさせていただいてたんで、今回もつけさせていただきましたっていうのが
2:07:41	正直な答えです。
2:07:45	正直な答えありがとうございますハタケヤマです。とりあえず理解しました。
2:07:50	すみません。はい。事業本部の情報と言いますけれども、本文 11 号の許可専門の人について、補足させていただきます。
2:08:00	この市営新検査制度になりましてって個人になってこの資料が追加になったんですけども、この内容について最初出した時からこの表、
2:08:14	そういう形で多くやっております、途中の申請の中で、一旦これはもう変更がないから、従来から変更なしという形で営業日前の形で、
2:08:28	合わせたらどうかということがありまして、そういう形で一度制定したことはあるんですけども、あの日審査の中で、そう言った協力というのは駄目だというようなコメントを受けたことがありましたので、
2:08:43	申請で集めて、変更はないですけども、この表の形のを生かしているという形で運用しております。以上です。
2:08:52	原子力施設ハタケヤマの経緯ご説明ありがとうございます。ちなみにどの申請だったか覚えてますか。
2:08:59	清架空には調べないといけないんですけども、おそらく、
2:09:05	2020 年の 11 月 12 月頃に、ここ変更をして、変更の補正をかけて、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:09:16	駄目だと言われてまた元に戻すってことを何度か繰り返しているものがあるので、長田県まで覚えてませんけれども、2020年の11月12月、そのぐらいの Kou no 案件だったと思います。
2:09:31	原子力いただけます。承知しました。この場でどうこうするものではないので、とりあえず聞き置きました。で、
2:09:39	これは特段コメントではない。
2:09:42	指摘ではないので、とりあえず聞きおいたということで、
2:09:46	承知しました。
2:09:49	はい。規制庁伊東です。それではこちら、FOX僕調査官から何かございますか。
2:09:58	特に追加の事項はございません。はい。はい。それでは規制庁側からは以上ですけれども関西電力側から最後に何か発言しておきたいこと等ありますでしょうか。
2:10:12	浅井電力シワヤでございます本日ありがとうございますこちらから特段ございません。
2:10:20	はい。よろしいですかね。はい。それでは、
2:10:24	レベル確認。
2:10:26	はい。一応すいません、資料については、修正版、いつごろ提出できそうかというところへと今めど立てられますでしょうか。
2:10:46	程度いただきたい。関西電力白井でございます1週間から2週間程度でお聞きさせていただきたいと思います。
2:10:55	東京支社二ノミヤです別途わかればですね提出時期を含めてまた別途ご連絡をさせていただきます。よろしく申し上げます。
2:11:11	少々お待ちください。
2:11:48	あ、はい。承知しました。それで本件について、江藤審査会合を儘田、やるかどうかというところは決まってないんですけど、やるとしたら、9月の
2:12:00	中旬ぐらいをイメージして、こちら、イメージしております。なので資料の提出時期については、なるべく
2:12:12	早めに連絡いただけると、こちらもスケジュール立てやすいので、助かります。はい。よろしく申し上げます。
2:12:26	はい。
2:12:27	はい。衛藤。それではよろしければこれでヒアリングを終わりにしたいと思います。ありがとうございました。
2:12:36	ありがとうございました。ました。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:12:40	ありがとうございました。
---------	--------------

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。